

第四章 イエズス会宣教師の「天下」理解と朝廷理解

はじめに

前章までで、戦国期を中心に宣教師の国家・権力者認識について分析を行い⁵、彼らが戦国期日本を連合国家の形態をもつ国家であると理解していたこと、その上部構造には天皇と足利将軍二人による支配構造が認められることを指摘した。本章では、戦国期日本の国家観を踏まえながら、織豊期において彼らの国家観がどう変化していくのかを読み取り、両時代の比較を行いたい。

この時期のイエズス会書翰を読み解くと、とりわけ目立つ文言がある。「天下 (Tencia)」である。この「天下」という表記が、中世から近世へと移行する過程の中で、一つのキーワードとなることが窺えるのである。言うまでもなく、織豊期研究の研究成果を見ても、天下に関する事柄は、当該期権力を考える上で無視できない問題であり、天下論という専論もあることから⁶、研究史上早くからこの文言が注目されてきた経緯がある。また近年活発な議論がされている王権論でも「天下」に注目すべきとの指摘もある⁷。そこで織豊期の日本国家の特徴を読み取るのに「天下」が重要な文言であることは異論のないことと思われる。本章では、宣教師が「天下」という文言と織豊期権力をどのように認識していたのかを明らかにし、そこから当該期の権力論につなげていきたい。

一 戦国期・織豊期の権力者・国家認識

宣教師の「天下」に関する認識を考察する前に、戦国期と織豊期それぞれの宣教師の権力者・国家認識について、明確にしておく必要がある。まず、戦国期段階での権力者認識について、前章までで明らかにしてきたことをまとめておきたい。

多くの諸記録を今に伝えるイエズス会宣教師は、来日当初日本は統一国家であり、その「国王 (rei)」は天皇と将軍であると理解していた。しかし、フランシスコ・ザビエルが入京したのを契機に、日本の「国王」は戦国大名であるとみなされ、国家も大名領国を単位とした捉え方をするようになった。以後、大名を「国王」とする理解は戦国期を通じて変わらない。だが、ガスパル・ヴィレラによって本格的に畿内布教が開始されると、天皇と将軍を再び日本の権力者として位置づけるようになる。すなわち、実質的な権力のない天皇と将軍に対して、戦国大名が一定の敬意を示しているのを宣教師は看取し、天皇と将軍を戦国大名より上位の権力者として位置づけたのである。その結果、宣教師は天皇と将軍を日本全国の「国王」と記したり、日本の「国王」はあくまで戦国大名で、天皇と将軍は彼らを統括する「皇帝」とであると評価したりと、表記に揺れが生じている。しかしながら、実態的な側面からみた実質権力者は戦国大名であること、その大名を権威によって支配している上位権力者が天皇と将軍であるという理解は一貫している。つまり、大名領国とそれを統括する朝廷・幕府という重層的な国家構造が、戦国期日本の特徴であったと宣教師達は理解していたのである。このことは、日本の権力が実質的な権力のみでは把握で

きないと宣教師が認識したことを示しており、そうした複雑な国家形態が戦国期段階の日本であったといえるのである。

では、このような宣教師による戦国期日本の権力者・国家観は、織豊期においてどのような変化を見せるのであろうか。実は、国家構造の理解について言えば、たいした変化はみられない。

天皇については、織豊期に至っても「内裏 (Dairi)」「皇 (Vo)」と、日本語をローマ字表記にして本国に伝達しており、その説明を「最高の君主 (principal senhor)」「絶対君主 (senhor absoluto)」や「日本全国の国王 (o rei de todo Japão)」などとしている。天皇に誰も服従していないことから「日本本来の国王 (o rei proprio de Japão)」とも記されているが、こうした表記や認識は戦国期にも見られる。大名についても同様で、大名を「国王」とする表記がこの時期にも多数あり、大名領国を国家とし、大名を「国王」とする見方は変わっていない。

足利将軍に対する評価は若干異なる。織田信長が足利義昭を奉じて上洛して以降、義昭を戦国期同様「公方 (Cubo)」あるいは「公方様 (Cubogama)」と表記しているが、そこに「公方様」の表記を説明する記述は管見に触れない。フロイスが「公方様」の説明をするのは、実に信長死後の書翰であり、その説明も「内裏に次ぐ日本の君主である公方様 (Cubocama, que he logo o immediato senhor de Japão depois do Dayri)」^④というように、天皇と将軍の差を明確にするような記述となっている。それまでなぜ「公方」の説明がなかったのかという疑問は残るが、宣教師達が義昭よりも信長に注目した結果ではなからうか。ともあれ、天皇と将軍の関係にこだわれれば、宣教師の理解に微妙な変化が表れたともいえるが、天皇・将軍ともに大名よりも上位の権力者という理解では一貫しており、その点では戦国期と織豊期の日本国家に対する認識は一致する。

以上のように、国家の枠組みにおいては、宣教師は戦国期から織豊期を連続的に捉えたことが見い出せるのである。

二 宣教師の信長・秀吉認識と「天下」の使用

では、織豊政権の画期とは何だったのであろうか。先行研究によれば、戦国期と織豊期はそれぞれ中世・近世と切り離して捉えてきた経緯がある。それは、織豊政権を統一政権と位置づけたからであり、この理解は異論のないことと思われる。その統一政権の成立をいつと見るのか、そしてその画期を何に求めるのが、織豊期研究に課せられた課題であったともいえよう。宣教師の視点からそれを考えてみたい。

まず、信長について見ていこう。信長関連記事が最初に登場する書翰は、管見の限り一五八八年一〇月四日付、堺発ルイス・フロイス書翰である^⑤。そこには、「突然、尾張の国王 (織田信長) が、都で殺された公方様 (足利義輝) の兄弟 (足利義昭) を武力によって (将軍職に) 就かせるために、六万の軍勢を率いて都にやってきました (veo de supito el rei de Voári sobre o miaco com sesenta mil homens pera meter por força de armas de posse o rei mão do Cubocama que matarão no miaco)」^⑥と書かれている。信長が足利義昭を奉じて上洛したことを指すことは一目瞭然であるが、信長は「尾張の国王 (el rei de Voári)」と記

されており、大名を「国王 (rei)」とする戦国期段階での表記がそのまま引き継がれている。信長は西国にいた戦国大名と同格の権力者として評価されていたに過ぎなかった。

それが、翌年になると信長に対する注目度が一気に上がる。その書翰が同じくフロイスによって書かれた、一五六九年六月一日付、都発、豊後のベルシヨール・デ・フィゲイレド宛書翰である⁵³⁾。この書翰は、畿内キリシタン史の重要史料とされており、有名なフロイスの信長に対する人物評もこの書翰に書かれている。この人物評には、信長の容貌や性格などが書かれているが、信長の権力については次の二点が注目できる。⁵⁴⁾

【史料1】

1. 日本のすべての王侯を見下しており、位の低いものに対するかのように肩の上から彼らに話しかけます。そして、すべての者が絶対君主に対するように服従しております (a todos os Reis & Príncipes do Japão despreza, & lhe por cima do ombro como a seus inferiores, & he de todos obedecido summamente como senhor absoluto)。

2. 彼の父は尾張国の領主にすぎませんでした。彼は四年間でいとも巧みな策略により、十七、八カ国を己れの支配下におき、主要な八カ国、すなわち都がある山城国全体と他の隣国は七、八日間で征服しました (Sendo seu pai somente Senhor do Reino de Voári, elle por sua abilissima industria de quatro annos a esta parte tem sogettados d ebaixo do seu imperio dezasete ou dezoito reinos: & os oito principaes, que he todo o Reino de Iamaxiro, onde esta o Miaco, & outros comércãos, conquistou em sete ou oito dias.)。

この箇所を見るだけで、フロイスが信長を畿内の実質的な支配者として評価していたことが読みとれる。また、この書翰には、信長が宣教師に与えた朱印状に関する記事も書かれているが、フロイスは將軍足利義昭の禁制よりも信長の朱印状を重視しており⁵⁵⁾、信長の権力に注目し、頼ろうとしたフロイスの行動が確認できる。しかしながら、信長の表記に関しては、ほとんどが「信長 (Nobunanga)」と呼び捨て⁵⁶⁾であり、「尾張の国王 (o rei de Voari)」⁵⁷⁾と説明されるに過ぎなかった。宣教師は信長の実質権力は認めるものの、天皇や將軍に値する権力者ではなく、やはり戦国大名と同格の権力者と位置付けているのである。

天正年間に入ると、信長に対する表記にも変化が出てくる。一五七九年のフランシスコ・カリオン書翰では日本の国家情報を伝えているが、その中で信長を「(本州の) 第一人者は名を信長といつて、現在は都および二十五、六カ国の領主 (O primeiro que se chama Nobunanga, que he agora senhor do Miaco, & de outros vinte & cinco ou 26. reinos)」と説明している⁵⁸⁾。カリオンは同年同じような日本情報を認めているが、ここでも「全日本筆頭の領主である信長 (Nobunanga que he o principal senhor de todo Japão)」と説明している⁵⁹⁾。このような事例は、一五七八年のフロイス書翰に「今や日本最大の領主である信長 (Nobunanga que agora he o maior senhor de Japão)」⁶⁰⁾、一五八〇年のヴァリニャーノ書翰に「日本最大の領主信長 (Nobunanga que he o maior senhor de Japão)」⁶¹⁾と書かれており、イエズス会宣教師は共通して信長を「最大の領主 (o maior senhor)」⁶²⁾「筆頭の領主 (o principal senhor)」と理解し、彼を重視していたことが分かる。

この「最大の領主」「筆頭の領主」という信長に対する評価は、一見強大な政権が誕生したように思われるかもしれない。しかしながら、すぐにこう結論づけるのは早計である。実は、こうした記述は以前にもあり、大内義隆に対してほぼ同じような説明がされている。例えば、フロイス「日本史」に「(ザビエルは)当時日本中で最大の君主は、人々が語っているとおり、既述の山口の国王「大内義隆」であることを看取し (entendendo o Padre que o maior senhor, que se dizia florecer em Japão, era, como temos dito, o rey de Yamanguch)」「たと書かれており¹⁶⁶⁾、ザビエル書翰でも「ポルトガル国王閣下以上の領地と家臣を有する大領主 (grande senhor de terras e vassalos que o serenissimo Rey de Portugal)」「¹⁶⁷⁾とある。義隆も同じように「最大の領主 (o maior senhor) 」と説明されている。つまり、信長はこの時点では畿内諸国の大領主であるが、天皇や將軍のような日本全国の統一権力者ではなく、かつての大内義隆同様、日本の主要な領主として認識されていたのである。

また、ジョアン・フランシスコの書翰に「今や全日本の皇帝のようになって信長が都にいた時 (Estando Nobunãnga no Mico, que agora he como emperador de todo o Japão)」「¹⁶⁸⁾、という表記が出てくる。信長を「」の時期皇帝、すなわち天皇や足利將軍に近い権力者として位置付けた表記として注目できる。ただ、これも信長を「日本全国の国王や皇帝」と言ったわけではなく、いまだ信長を日本全国の統一権力者として位置付けてはいない。

信長に対する評価で注目すべき変化が見られるのは、本能寺の変前後の書翰である。まず、一五八二年二月一五日付、ガスパル・コエリヨによる一五八一年度日本年報を見ている。

【史料2】

信長は、一小国 (hum pequeno reino) を領有しておりましたが、武力と策略によって短期間のうちに日本の全君主国の君主 (senhor de toda a monarchia de Japão) となりました。現在三十四カ国を従えており、他国にも手を広げ、さらに残る諸国全ての領主たることを望んでおります。(中略) もしこれらの仏僧「本願寺等」がいなかったならば、彼「信長」はすでに日本全国の君主 (senhor de todo Japão) となっていたでしょう。(中略) 都の街は〈別のところで記したように〉日本全国の本来の君主 (senhor natural de todo Japão) である内裏の居所であります。現在彼は (日本) 統治の象徴にすぎませんが、この街は日本全国の政庁であり首都 (crite & cabeça de todo Japão) であります。(中略) 信長は都および天下「日本人は日本の君主国 (Monarchia Japão) をこのように呼んでおります」の君主 (senhor do Mico & Tenca) であります。普段は近江国安土山に住んでおります。¹⁶⁹⁾

続いて一五八二年フロイスの信長の死に関する報告書である。

【史料3】

彼「信長」は尾張と称する国の半 (国) の領主 (senhor somente dametade de hum reino, por nome Voary) に過ぎませんでした。が、策略と軍事力によって日本全国の国王 (Rei de todo o Japão) である内裏に次ぐ人物である公方様を都 (の君主「將軍職」) に就任させました。また、戦さでは勇敢であり、寛大な気質で、策略に長けており、元来

思慮深いので、つねに日本人の心をつかんでおります。その後、公方を都から追放して、日本の君主国 (monarchia de Japão) と呼ばれる天下 (Tenca) という近隣諸国の平定に乗り出しました。これが成功を収めたので、彼はさらに名声と領土を広げ、わずか数年で五十国以上を征服し支配下に置きました。そして、征服した国王達を殺して莫大な財産を蓄えたので、日本の主な富と貴重な品々は彼の所有するところとなりました。

(中略) (信長は) 日本の全六十六カ国の絶対領主 (senhor absoluto de todos os sesenta & seis reinos de Japão) となったならば、武力によって中国を征服するための大軍 (uma grande armada) を準備し、彼の息子たちに諸国を分け与える考えでありました。³⁰

30

【史料2】【史料3】ともに極めて貴重な情報が盛り込まれている。信長はもともと尾張の一領主でしかなかったが、短期間で「日本の君主国の領主」になったと書かれている。その「君主国」とは「天下」であることが両史料の後半部分から読みとれるので、信長は「天下の君主」であったといえる。ただ【史料2】には、本願寺がいなければ「日本全土の君主」となっていたであろうと、【史料3】には「日本全六十六カ国の絶対君主になったならば」とあるように、宣教師の見解によれば、信長は「日本全国の君主」ではなかった。つまり、信長は「天下の君主」ではあったものの、「日本全国の君主」には未達成段階の権力であったということになる。

では、「日本全国の君主」とはいかなる権力者を指していたのか。【史料3】で天皇を「全日本の本来の君主」と説明していることから³¹、実体を伴っているかはともかくとして、天皇が「日本全国の君主」という理解だったということになる³²。このことから、信長は天皇と同等・同格の地位に近づき、その志向性は認められるものの、まだそこまで到達していない権力という評価であったのである³³。

「日本全国の国王」ではないものの、この時期の信長が他の戦国大名とは一線を画する権力であったことは、宣教師の史料を見ても明らかである。それは、これまでのような大名領国の「国王」という表記ではなく、「天下の君主」と表記されるようになったことからも容易に理解できよう。この「天下」は、すなわち「君主国」のことであると宣教師も記しており、このことは戦国期の権力者に対する説明には見られない新たな表現である。この「天下」という宣教師の表記は、宣教師間で日本の権力・国家観の捉え直しがあったことを示す文言ということでは看過できない。この点は次節で検討する。

続いて、秀吉について見ていきたい。イエズス会書翰での秀吉の初見史料は、一五六九年七月一二日付、都発、ベルシヨール・デ・フィゲイレド宛フロイス書翰で、「この藤吉郎という名の貴人 (este fidalgo, por nome fogueiro)」³⁴と書かれている。伴天連追放の論旨が出され、宣教師の京都滞在が困難になったため、フロイスは信長のいる岐阜にまでやってきた。その際、秀吉はフロイスに京都滞在の再許可をする書状の取次を行い、かつ副状を与えたことが記されている³⁵。その後は「信長の重立った部将の一人 (hum dos principais capitães de Nobunanga)」³⁶という記述が残っているように、織田軍団の一翼を担った「部将 (capitão)」の一人として、宣教師に認識されていたが、それ以上の評価はない。秀吉が宣教師に注目されるのは信長死後のことである。

一五八四年一月二日付、イエズス会総長宛フロイスの一五八三年度日本年報には、秀吉が信長死後の畿内支配を行った様子が記されている。

【史料4】

私達は、日本の諸事や信長の死後生じた戦さ、天下、すなわち都に隣接する国々である君主国の支配や統治を誰が手にしたかについて、彼「ヴァリニャーノ」に書き記しております。その者は、今のところ信長の家臣であった一貴人 (*hum fidalgo criado de Nobunanga*) であります。(彼は)戦において大変勇猛で敏腕でありますが、あまり身分や家柄は良くありません。名を羽柴筑前(秀吉)殿といいます。⁽³⁵⁾

本能寺の変後一年以上たつてから書かれた報告書であるが、フロイスはこの年報で信長の後継者として秀吉の名を挙げている。しかしながら、秀吉が「天下の君主」として信長の後継者と認められるまでには、信長の重臣等を従える必要があった。この年報にも秀吉の強敵として柴田勝家や織田信孝等の名が挙げられている。とりわけ勝家に対しては、賤ヶ岳の戦いで勝利を得るまで、秀吉は相当警戒していたことが、この報告にも書かれており、「彼「秀吉」は、柴田殿という名の一貴人を大変恐れていました (*se temia grandement e hum fidalgo, por nome Xibatadono*)」⁽³⁶⁾とある。信孝についても、彼が「天下」を望んで秀吉と対峙するが敗れたことが記されている。このように、秀吉が信長の後継者としての地位に至るまでに、信長の子息や家臣などとの後継者争いがあったことを伝えている。そして、秀吉の目指すところは、当時信長の地位であった「天下の君主」であった。秀吉が信長の跡を継ぎ、「天下の君主」になった後、次に目指したのが「日本全国の君主」であった。先のヴァリニャーノ宛フロイス書翰には、「日本全国の絶対君主となるまで留まる」ことがないようであります (*mostra pretende não descansar ate senão fazer absoluto senhor de todo Japão*)」⁽³⁶⁾と書かれている。

一五八五年に秀吉は関白となるが、関白就任については宣教師も注目したところで、彼らの書翰にも記されている⁽³⁶⁾。

【史料5】

羽柴筑前殿 (*Faxiba Chicugendonno*) は、全日本 (*universal de Japão*) の国王 (*rei*) である(天)皇 (*Vo*) から、同人が与えることができた最高の権威と荣誉を受けるため都に向かいました。それは、すなわち(天)皇が彼を名譽において(天)皇のすぐ次の(地位に当たる)関白殿に任じたことであり、これは(織田)信長の才知や権力、(天)皇に示した多大なる庇護をもってしても、彼がたいへん望んでいたこの称号を与えなかったものであります。(中略)このようにして、彼は日本全国の絶対君主 (*absoluto senhor de todo Japão*) となりつつあります。

これは、一五八五年一月三日付、長崎発、イエズス会総長宛ルイス・フロイス書翰である。秀吉は天皇から関白の称号を得るため都に向かい、関白就任を果たした。この関白は天皇に次ぐ高位の称号であり、その地位に秀吉が就いたことよって、日本全国の絶対君主も目前というところまで来ていると、フロイスは考えている⁽³⁶⁾。この時期の秀吉権力

の強大さから考えても、フロイスの見解は的を射ているといえるだろう。ただし、関白就任を信長も望んでいたという記述は、他の傍証がほしいところである。「関白」は信長存命中のイエズス会書翰には表れなかった文言であり、そもそも信長が関白を望んだという記述も【史料5】以前では管見に触れない。信長は「日本全国の絶対君主」になることを望んでいたとの記録はあるので、フロイスが関白という称号を「日本全国の君主」に値するものと理解したため、信長も関白になりたかったと記したのではないだろうか^⑧。

それ以降秀吉は「ほぼ（日本）全国の君主」^⑨というように、日本全国の君主に近づきつつある権力と評価され、最終的には「日本全国の絶対君主」^⑩と評されるようになっていく。それとともに「日本全国の国王」とも記されるようになってくる^⑪。いつ「日本全国の国王・絶対君主」と評価されるようになったかは、宣教師の書翰では正確な時期を特定することができない。しかし、一五八八年二月二〇日付フロイス書翰から確認できることを考えると、関白に就任し、九州平定を果たした時期と考えるのが妥当であろう。つまり、宣教師の中心的な宣教活動地域である西日本を秀吉が平定したことにより、彼らの目からみても秀吉は日本の統一権力者であり、絶対君主になったのである。

三 「天下」という語句に対する理解

宣教師の権力者観において、織豊期が先の戦国期と大きく異なるのは、彼らが「天下（*enca*）」という文言を使用した点にある。本節では宣教師が「天下」をどう理解していたかを説明し、天下論への道筋をたてていきたい。

まず、宣教師が「天下」を使用した時期を見ていこう。管見の限りにおいて^⑫、イエズス会書翰の「天下」の初見史料は、一五八一年四月一四日付都発フロイス書翰である。安土での左義長と馬揃えの記事を載せ、その祭りは信長の名声を天下に知らしめるためであったという説明の中で「天下」が使用されている^⑬。次に見られるのは、一五八二年二月一五日付のガスパル・コエリヨが執筆した一五八一年度日本年報、すなわち【史料2】である。安土山の修道院と司祭館の情勢を伝える際、信長を「都および天下の君主」と伝えている。同年一月五日付のフロイスの信長の死に関する報告書でも、信長の統一事業の中で「天下」の征服に乗り出した記事が書かれている^⑭。

このように、宣教師は織田期になって初めて「天下」という文言を使用し、その使用時期も天正九年（一五八一年）以降であることが読みとれる。ただし、これらの史料が報告書という性格のものであるため、宣教師が「天下」を理解していたのは、書翰や年報などにこの語句が使用される以前であったことになる。そこで、信長が「天下」の支配に乗り出し、「天下の君主」になったと宣教師が認めるようになったのは、およそ信長が安土に居を移した頃と考えるのが妥当であろう。

周知のように、信長自身は上洛以前より「天下布武」印を使用しており、元龜元年に出された足利義昭・織田信長条書にも「一、天下之儀、何様ニも信長ニ被任置之上者、…」「一、天下御静謐之条、…」とあるように、「天下」という概念を前面に押し出している。また、フロイスは永禄一二年に信長と初対面し、京都滞在を認める朱印状（実際は禁制）を得ているが、この朱印状には天下布武の印が捺されているので、フロイスは「天下」と

いう文言を実見しているはずである。朱印の文字を理解していたかどうかは定かではないものの、筆まめな性格のフロイスならば、当然この時期の書翰に「天下」という言葉を書き記してもおかしくはない。また信長が本能寺の変でたおれるまで数十回と対面したフロイスが、「天下」という文言を信長の安土在城期まで一度も聞かなかった可能性は低い。

にもかかわらず、フロイスをはじめ宣教師の書翰に「天下」という文言が登場しなかったのは、たとえこの言葉を知っていたにせよ、他の宣教師や本国に伝える際とりたてて重要な語句ではなかったと判断したからにほかならない。これは信長自身が「天下布武」という理念のもとに早くから政権構想を立てていても、実体として現れ始めたのは信長の安土居城頃であったということを示しているともいえよう。つまり、信長が天下支配とその政権構想を抱き、それを押し進めていった点と、それが周囲に認知されるようになった点とは時期・内容ともに区別して考えていかなければならない。

そのことを踏まえながら、「天下」のもつ意味について考えていくことにしたい。これまでの研究では、「天下」に関する見解は様々であるものの^{⑤⑥}、特定の領域を指し示す語句ではないという理解はほぼ共通している。あえて、領域を示すならば、京都を中心とした中央政局と解されている^{⑤⑦}。では、西欧人は「天下」をどう理解していたのであろうか。まず「日葡辞書」^{⑤⑧}を見ていきたい

【史料6】

「日葡辞書」

天下：Tenca

天が下：Anega xita.

君主国もしくは帝国：Monarchia, ou imperio

「天下」とは「君主国」または「帝国」のことであると、説明はいたってシンプルである。では、当時のイエズス会書翰にどう書かれていたかといえは、【史料2】のように「君主国」という説明がされているので、「天下」＝「君主国」と考えた方がより正確である。

では、その君主国とは何なのか。ポルトガル語原文ではMonarchiaと書かれている^{④②}。monarchiaとは、本来ただ一人の最高権力者、すなわち君主・帝王による支配体制を指す。monarchiaも「天下」同様、特定の地域ではなく中央政局を表す概念用語であることが分かる。その中央政局がどこにあると彼らは理解しているかを探ると、ある程度その領域が見えてくる。その地域は「天下、すなわち都に隣接する諸国からなる君主国 (Tenca, que quer dizer a monarchia dos reinos confins ao Miaco)」^{④③}「天下、すなわち都の国々 (Tenca, que são os reinos de Miaco)」^{④④}「都および天下」^{④⑤}と、いくつかの書翰に書かれている。これらの事例を見て分かるように、「天下」は京都を中心とした畿内周辺地域を指すと思われるが、もう少し「天下」の事例を見ていきたい。それらが読みとれる「天下」の事例をいくつか挙げる。

【史料7】

このうち「本州を指す」、最も主要なものとして五畿内 (Goguinay) の五カ国があり、日本の君主国 (Monarchia de Iapão) を形成しております。なぜなら、^{④⑥}に日本全国

の首都である都 (Miaco) があるからです。五畿内の領主 (Senhor do Goquinai) になった者が、天下 (Tenca)、すなわち日本の君主国 (Monarchia de Iapão) の君主と呼ばれます。(そして) その力に応じて、天下の君主となった者が、その他の国々を従えようとするようになります。⁵⁵⁾

【史料8】

彼「秀吉」を今や関白殿、天下の君主と呼びますが、これは日本最高の国王の別称です。

elle, o qual chamão agora Quambucodono, senhor da Tenca, que he o apelido do superi mo rei de Iapão.⁵⁶⁾

やはり、【史料7】でも、日本の本州の中心は五畿内であり、その地域が日本の君主国であると述べている。その根拠として、五畿内は日本全国の首都である「都」があることを挙げている。「都」が日本の首都であることは、たびたびイエズス会書翰に見られるので、畿内が日本の中心であることは早くより知っていた。その「都」を支配した者が「天下の君主」「日本の君主国の君主」なのだと言うのである。つまり、宣教師は日本の中心が首都京都であり、その周辺地域が「天下」の領域であると考えていた。その地域が君主国、すなわち中央政局の地と捉え、そこを支配した者が、日本の君主国を従えたということとで「天下の君主」になると理解したのであった。

しかし、彼らの「天下」に対する認識はそればかりではない。「天下」を単に領域と捉えるのではなく、政権の座という意味として用いられていることが読みとれる。【史料8】の「天下の君主」に対する説明である。ここでは「天下」の支配領域に関する説明がない代わりに、「天下の君主」は「日本最高の国王」と説明されている。これまで「天下」は君主国と理解されてきたが、君主国の支配者は「日本最高の国王」との理解なのである。つまり、日本全国を支配していなくとも、君主国を従えればそれはすなわち「日本最高の国王」とみなされるということなのである。

このことを裏付けるために、最後にジョアン・ロドリゲスの『日本教会史』を引用する。『日本教会史』は一六二〇年代に作成され、宣教師の日本情報として集大成とも呼べる記録の一つである。しかも、個々の事柄の記述が正確であり⁵⁷⁾、宣教師の「天下」に対する理解を窺うに価値ある史料といえる。第五章にある該当箇所を挙げる。

【史料9】

「これより前、本州中央部について、第一には上(かみ)、第二に畿内と呼ばれているとの説明がなされている」第三には天下と呼ばれる。それは日本を支配下におさめている帝国とか君主国とかを意味する。国王の手中にある日本全体の政府がそこにあり、また、武家階級の領主たちが国王の政府を篡奪した今日においてもまたそこにあるために、そういわれるのである。この地方を支配する者は、天下を治め、全国の命令権、支配権、統治権を得るといわれ、その人を普通に天下殿、あるいは將軍、公方と呼んでおり、王国の総司令官である。⁵⁸⁾

3.° chamase Tença que quer dizer, o imperio, ou Monarchia do Senhorio de Iapão por resp

cito de estar ali o governo de todo Iapão que o Rey tem, e tambem nos tempos de agora que os Senhores da ordem militar usurparão o governo real, e aquelle que Senhora aqu ella parte se diz governar a Teça, e ter o mando o Senhorio, e imperio de tudo, que com munmente chamão Senhor da Tença, ou Xôgun, e Cubôo, que he capião geral do reyno.¹⁵

15

内容は、「日葡辞書」およびこれまで挙げてきたイエズス会史料とぴったり一致している。その点において、ここに書かれた内容は、イエズス会宣教師の共通理解だったことを裏付けるものといえよう。【史料9】には、本州の中心地域は「天下 (Tença)」と呼ばれ、それは日本を支配下に治めている「帝国 (imperio)」・「君主国 (monarchia)」を意味している。また、そこには日本全体の政府があり、この地方を支配する者は、天下を治め、全ての「命令権 (mando)」、「支配権 (Senhorio)」、「統治権 (imperio)」¹⁶を得ると書かれている。

つまり、日本の首都であり、日本全国の政庁である京都を中心とする「天下」を掌握することで、全国の命令権・統治権・支配権が手に入ることとなる。¹⁷ここで見られる¹⁸mandoやimperioといった語句は、ザビエル来日以前に作成されたランチロットの日本情報以来、権力者情報にはたびたび出てくる文言であり、「国王」に位置づける上での指標となる語句である。イエズス会宣教師は、権力者を評価する際「命令権」「支配権」を有する権力者を「国王」と位置づけ、事実上の王と見なしてきた経緯がある¹⁹。ザビエル入京以後は、戦国大名が「命令権」「支配権」を有する権力者として「国王」と称されたが、それはあくまで彼らの領国に留まっていた。しかし、「天下」という日本の君主国を支配した織豊期権力は、日本全国の「命令権」「支配権」を握ったことになり、その支配力や影響力は全国に及ぶものとなった。その点において、「天下の君主」による支配体制を日本の中央権と位置づけることが可能であり、先の大名権力とは次元の異なる政権の誕生と評価できる。

しかも、信長・秀吉・家康三者がそれぞれ「天下の君主」として理解されていたことは重要である。ロドリゲスも「太閤は一五八二年に天下を受け継いだ」²⁰と書いているように、秀吉は信長から「天下の君主」として政権を引き継いだと宣教師は理解し、その後最終的には徳川政権に至るのである。このことから、「天下の君主」による支配体制は織田政権から徳川政権へと継承されていったことが読みとれる。つまり、宣教師の権力者観によれば、織田政権の成立をもって、室町幕府に代わる新たな統一政権の誕生と評価することができるのである。

四 天皇権威に対する注目

前節までで、織豊政権が「天下」を支配した新たな中央政権であることを指摘した。では、この政権を如何なる形態による政権と位置付ければよいだろうか。これを解き明かすには、イエズス会史料ではなく、邦文の当該史料に当たるべきであろう。そのことを承知した上で、筆者は先程のロドリゲス『日本教会史』の【史料9】に注目したい。ロドリゲ

スは「天下人（＝天下の君主）」⁵⁶を「將軍」「公方」と称すのだと言う。むろん、これは徳川時代に書かれたものであり、家康が征夷大将軍職に就いていたことからそう言っているにすぎない。これが秀吉の時代ならば、「関白」「太閤」であったことはすでに挙げた史料からも明らかである。従って、「天下の君主」を日本で何と呼んだかについて比定すること自体はあまり意味がない。ただし、その該当するものが官職であるという点は注目し値する。

この新たな政権を官職という側面から見れば、少なくとも秀吉・家康は旧来よりの官職を受けており、従来の政権の枠組みに落ち着くこととなる⁵⁷。イエズス会宣教師は、【史料5】で秀吉が信長の後継者となり、全国平定も目前という段階で関白という称号を天皇から得たと記している。この時彼らは「日本全国の君主」間近の秀吉を評価するとともに、「関白」という「最高の権威と榮譽」を授与した天皇にも注目するのである。宣教師は、「天下の君主」であった秀吉が、自ら単独で「国王」とならず、天皇から「関白」を授与され、「権威」「榮譽」を得たことを見逃さなかった。「名譽の国王」であった天皇の権威の源を、彼らは「権威」「榮譽」の授与、すなわち官職授与に見たのである。

だからこそ、フロイスは「日本史」において、「当（日本）六十六カ国全体の最高君主であり、国王かつ主権者はただ一人であって、これを皇、もしくは天皇、または内裏と称する (o senhor universal, rey e monarca de todos estes 66 reynos, não hé mais que hum, que se chama Vo vel Tenno ou Dairi)」⁵⁸と説明するのである。秀吉権力が最も優勢であった時代で、このような説明がなされるのは、たとえ秀吉の権力が強大であったとしても、従来の政治機構を破壊して新たな政権機構を創成することはせず、むしろ旧来のそれを利用しながら政権づくりを行ったからである。その点から考えても、公武対立という状況が生じることではなく、必然的に公武が併存することとなったのである。

その後、宣教師は報告書や書翰などで頻りに天皇が「本来真の国王である」と書き記す⁵⁹。それ以前で天皇に宣教師が注目した事例は少なく、主に二点挙げるのみである。一つはザビエルが入京する以前で、天皇が日本の「国王」であり、その「国王」に謁見するために入京したというものである。もう一つは永禄一二年に伴天連追放の論旨が出され、京都居住をめぐる一連の事件の中で天皇の名が書翰にたびたび登場する事例である。しかし、前者は入京後には実質権力のない「名譽のみの国王」との評価に留まることとなる。畿内布教後には再び天皇を「国王」として位置付けるものの、評価自体は変わっていない。後者については、一件が落ち着くと宣教師は天皇の話を取り上げなくなってしまった。

それに対して、豊臣期のイエズス会書翰に見られる天皇関連記事は、確かに「名譽のみの国王」と記されているが、実質的権力者の秀吉より上位に位置することを明確にしている。例えば、【史料5】にある「(天)皇が彼を名譽において(天)皇のすぐ次の(地位に当たる)関白殿に任じた」という箇所がそうである。こうした記述は他にも見られ⁶⁰、秀吉の権力の強大さを示すとともに、天皇の権威を評価していることが読みとれる。つまり、豊臣政権という名実ともに日本の支配者たる権力の誕生によっても、天皇の権威は失われなかったと宣教師は理解したのである。

彼らが天皇を「本来の国王」と表現したのは、日本は武家単独の政権ではなく、朝廷という別の支配機構が存在することを伝える必要があったからである。そして、朝廷の方が本来の支配機構であったと理解したのである。もちろん支配権がないことは相変わらず記

されているので、天皇の権威が高まったというのは自身の力によるものでない。また、宣教師は結局朝廷との深い関わりをもつに至らず、武家政権を中心に報告し、朝廷ないし天皇に関する記事を補足するに留まっている。しかし、秀吉の治世に天皇を「国王」ないし「皇帝」と位置付けたことは無視できない。これはザビエルが来日する以前より、天皇と將軍を同位に位置付けて説明してきた経緯があるからであり、豊臣秀吉という名実ともに日本全国の覇者が誕生してもなお、その説明に変更がなかったからである。

つまり、宣教師の理解によれば、織豊政権は「天下」を握った日本の新たな中央政権であり、戦国期とは一線を画する政権であった。しかし、それとともに朝廷との共存を果たす公武が併存する政権であったのであり、それがこの時期の日本国家の構造面での特徴でもあった。とりわけ、宣教師の天皇に対する関心が高まったことは、豊臣期の特徴として留意すべきである²⁰。従って、彼らが織豊政権を君主国である「天下」を支配した政権として説明したこととともに、この時期彼らが天皇にも注目したことの意味を深めていく必要がある。宣教師は、天皇の持つ権威の源泉として、天皇の官職授与に注目した²¹が、「天下」による支配という側面（新しい動き）と、公武の併存関係（旧来よりの動き）の両面を読みとることによって、織豊政権の特徴を読み取ることができよう。

おわりに

イエズス会宣教師は、ザビエル入京を契機に大名領国を一つの国家と捉え、それを統括する幕府や朝廷が存在するという、いわば連合国家的な要素を持つ国家構造と理解していた。こうした捉え方は、基本的には織豊期に至っても変化しないことを本章で明らかにした。

しかし、国家構造上の上位部分にあたる統一権力の捉え方に大きな変化が確認できる。そのキーワードとなる語句が、本章で検討してきた「天下」であった。本能寺の変直前、宣教師は信長に対して「天下の君主」と説明をするようになり、信長横死後は秀吉をその後継者として認め、信長同様「天下の君主」と位置付ける。秀吉が全国平定を果たすと、「日本全国の君主・国王」と事実上の「日本国王」と説明するが、依然として「天下の君主」は用いられている。ついで徳川政権に至ると、家康にも同じように「天下の君主」が使用されている。

以上から、「天下」という文言は統一政権の形成過程を把握する上で重要な語句であることが読みとれる。宣教師は「天下」を君主国(monachia(monarchy))と理解し、京都を中心とする畿内地域がそれに該当するという。そして、その地域を支配する者は、全ての命令権・支配権を握ったこととなり、日本全国への支配力が及ぶと認識している。つまり、「天下の君主」は「日本全国の君主」と同義語ではないが、日本の中央政権の君主として評価され、日本全国への影響力も大きいものと宣教師は判断した。その点において、「天下の君主」による支配体制を、これまでの室町幕府とは異なる、新たな武家による中央政権の誕生と位置付けた宣教師の認識は、妥当なものとして評価できるのではないだろうか。

また信長の死後、秀吉・家康ともに「天下の君主」と称される。このことから、各政権は皆同次元の権力者であったといえる。「天下の君主」による支配体制が室町幕府に代わ

る新たな中央政権であり、豊臣政権と徳川政権を近世に位置付けることに異論がないならば、この中央政権を近世政権と評価することが可能となる。そして織田政権をもってその創始と位置づけることが想定できる。むしろ、これはあくまで宣教師の認識であり、かつ近世国家の定義も明確に示されていない。ゆえに、近世国家の成立を織田政権にみるには、さらなる検討が必要であることは自覚している。しかし、「天下」が近世国家の成立を考える上で重要な文言であること、それが織田政権をもって宣教師に使用され始めたことは、近世成立過程を考える上で重要な論点であることは間違いない。

問題は、その天下の淵源をどこに求めるかであろう。言うまでもなく「天下」自体は古くより使われていた文言である。ポイントは、信長が中世社会の「天下」とは全く異なる「天下」観念を創出したのか、それともそれに基づきつつ発展させたものであるのかという点である。これは天下論での中心的課題の一つであるが、議論は二分されている³⁾。本章で明らかにした点から私見を述べれば、「天下の君主」を日本では「將軍」「公方」等と称すると宣教師は捉えており、「天下」と官職との関連性を指摘している。このことから、宣教師の使用している「天下」が、前代に日本人が使用していたそれと全くかけ離れたものとはいえない。そこで、「天下」という文言自体に注目するならば、旧来よりの「天下」との関連性を重視すべきといえよう。

しかし、それ以上に重要なのは、宣教師が天正年間になって初めて「天下」を使用したことである。フロイスは、永禄一二年に信長から朱印状を得ており、その後数十回と信長に謁見している。その彼が、「天下」に関して語らなかつたのは、その時点ではこの文言についてそれほど関心を示さなかつたからと言えよう。そして、天正年間に入ってから初めて「天下」を用いた点を考えるならば、織田政権が日本の新たな中央政権として注目され出すのは、天正年間に入ってからであったと考えられる。フロイスは、その新たな中央政権を表すのにふさわしい現地語として、この「天下」という言葉を理解し、使用していたのである。

「天下」の淵源をどこに求めるかという問題を解明することは、従来通り研究を進めていく必要がある。しかし、それだけではなく、日本の権力者や被支配層がこの時期「天下」を用い始める契機についても考えていかなければならない。そうすることで「天下」観念の新規性と古来よりの継続性という相反する見解をまとめ上げることができるのではなからうか。